

お茶の水女子大学教授 永瀬伸子

配偶者控除の対象者の年収が150万円まで引き上げられる。安倍政権は女性活躍を促すために2014年秋と16年秋、既婚女性の働き方を制約している配偶者控除の廃止を検討してきた。しかし驚いたことに結論は控除の廃止ではなく、逆に控除対象を引き上げるという思いがけない方向への送球になつた。

この政策の効果をどう考えるべきか。私は短期には経済に弱いプラスの影響がある一方、「これはつなぎ」との方針を明確にしない限り、長期では大きなマイナスの影響をもたらすとみている。

夫が会社員のパート女性の多くは所得税の配偶者控除、企業の配偶者手当、社会保険の第3号被保険者の恩典を受けるために、年収が103万、

配偶者控除の特徴だ。

配偶者控除の引き上げは就業調整が必要となるこの「壁」を少し動かすものだ。社会保険の壁もあるとはいえ、これにより労働時間を増やす主婦が若干増え、賃金もやや増えるに違いない。短期的には家計収入を増やし、企業の労働需要に対応する点で経済にプラスとなるだろう。

しかしこの改革は働く主婦を年収150万円までの安価で一人前でない労働力として、労働市場の中で位置付け直すことを意味する。これは主婦の問題にとどまらない影響を労働市場にもたらす。

未婚女性の3割弱、未婚男性の2割弱を占める非正規雇用の労働者は今後、税と社会保険料を免除された上で今よりも長時間働くことが可能と

なった安価な主婦労働者の競争を余儀なくされる。その結果、未婚の非正規雇用者の賃金は家計補助的な水準から上がりにくくなるだろう。安倍政権が目指す正社員と非正社員の「同一労働同一賃金」の実現を難しくする効果を經濟にもたらすであろう。

少子高齢社会の進展を考えれば、同一労働同一賃金を実現すると同時に、主婦も税金や社会保険料を負担する労働力と位置付ける制度改革が不可避だ。低すぎる主婦の年収を引き上げるためのステップとみればプラスと捉えうるかもしれないが、それならば、あくまで2、3年の时限措置で考えるべきだろう。

主婦だろうと独身だろうと労働者として生計が立つ水準の賃金を得られる社会を目指し、人的資本の蓄積を続けらる環境づくりが日本経済にとって極めて重要だ。